

三豊市告示第84号

三豊市漁業者支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰に直面する三豊市(以下「市」という。)の区域内の漁業者の負担を軽減し、経営を支援するため、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した三豊市漁業者支援給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、市の区域内の漁業協同組合に所属する経営体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 前年において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業(以下「漁業」という。)を行った事業者又は世帯員であって、漁業の海上作業従事日数が30日以上のもの。この場合において、申請日において継続して漁業を行っているものに限る。
- (2) 令和7年1月以降に漁業を開始した者で、漁業の海上作業従事日数が30日以上であることが見込まれるもの
- (3) その他市長が前2号と同様の取扱いが適当と認める者及び事業者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1支給対象者につき3万円とする。

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1支給対象者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 給付金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、漁業者支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所属する漁業協同組合の発行する組合員証明書及び前年分の確定申告書の

写し又は住民税申告書の写し。ただし、第2条第2号に規定する者については、販売伝票等の写し

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 給付金の振込先口座が確認できる預貯金通帳等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類の添付は、当該預貯金通帳等の提示をもって代えることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、令和7年11月28日（以下「申請期限」という。）とする。ただし、郵送により申請書を提出する場合は、当該申請書に係る配達受付の消印が申請期限までに押されているときに限り、当該申請書の提出が申請期限までにあったものとみなす。

（支給決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定して、漁業者支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の支払）

第7条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに申請者に給付金を支払うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 市長は、支給対象者から申請期限までに申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第6条の規定により支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により支給の決定を受けた場合は、当該決定の取消しをすることができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しをしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により支給決定の取消しをした場合において、既に給付金を支給しているときは、期限を定めて、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

(宛先)三豊市長

所 在 地
(個人の場合は住所)

法 人 名
(個人の場合は記載不要)

フ リ ガ ナ
代 表 者 職 氏 名
(個人の場合は氏名)

電 話 番 号

漁業者支援給付金支給申請書兼請求書

三豊市漁業者支援給付金支給要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請(請求)します。

1 漁業従事日数 _____ 日

2 申請(請求)額 _____ 円

3 振込先口座

金 融 機 関 名		支店名等	
口 座 種 別	1 普通 2 当座		
口 座 番 号			
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

(注)口座名義は、申請者名と同一名義としてください。

4 添付書類

- (1) 所属する漁業協同組合の発行する組合員証明書及び前年分の確定申告書の写し又は住民税申告書の写し。ただし、令和 7 年 1 月以降に漁業を開始した者は、販売伝票等の写し
- (2) 誓約書(様式第 2 号)
- (3) 給付金の振込先口座が確認できる預貯金通帳等の写し※
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※ 当該預貯金通帳等の提示をもって添付に代えることができる。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地（住所）

法人名

氏名
（代表者職氏名）

※

※ 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外の場合は、本人による署名又は記名押印を
してください。

誓約書

三豊市漁業者支援給付金の支給を申請（請求）するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 漁業者支援給付金支給申請書兼請求書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 漁業者支援給付金支給申請書兼請求書に虚偽の記載があった場合は、市の求めに従い給付金を即時返還します。
- 3 市から検査、報告、是正等の措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 代表者をはじめ役員、使用人、従業員その他の構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。また、同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者ではありません。
- 5 市が関係機関等に申請（請求）内容の確認等を行うことに同意します。

様式第3号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

漁業者支援給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市漁業者支援給付金の支給については、下記のとおり決定したので、三豊市漁業者支援給付金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

☐ 支給 支給決定額 円

☐ 不支給 (理由)

☐ 不支給 (理由)